災害拠点精神科病院の指定について

1 災害拠点精神科病院について

災害拠点精神科病院とは、都道府県において災害時における精神科医療を提供 する上での中心的な役割を担う精神科病院です。

災害拠点精神科病院は、DPAT(災害派遣精神科医療チーム)を有し、災害時にも、措置入院などの精神保健福祉法に基づく診療機能を維持して、被災地の精神疾患患者の受け入れを行うとともに一時的避難所となり、被災地外への患者の搬送を他の医療チーム等と協力して実施します。

2 指定要件

別添「三重県災害拠点精神科病院指定要綱」に基づき行う。

(国が示す災害拠点精神科病院の指定要件(厚生労働省医政局長通知「令和元年6月20日付 医政発0620第8号」)と同じ)

3 指定する病院(案)

榊原病院

県立こころの医療センター

※候補病院の調査結果は別添のとおり

4 指定年月日

令和6年2月16日

5 審議等の経過と今後の予定

令和5年3月 三重県精神保健福祉審議会において方針を報告

7月 三重県医療審議会(災害医療対策部会)において方針を報告

8月 指定に向けて、精神科病院へ募集(通知)

10月 精神科病院からの申請受付

11月 申請のあった精神科病院での現地調査

令和6年2月 三重県精神保健福祉審議会において審議・承認

2月 三重県医療審議会(災害医療対策部会)への報告

2月 指定書の発行

	調査結果(R6. 1. 15			1.15 時点)
	指定事項	判断	判断	添付書類
		結果	理由	
1	24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要		右記及び以	①組織図、職員等
	な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること		下項目の確	定数現員表
			認結果によ	②緊急連絡系統図
		0	る総合判断	③配置図
				④平面図
				病棟別病床数
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠		右記及び現	③配置図
	点にもなること	0	地確認	
3	災害派遣精神医療チーム (DPAT) (なお、DPAT は DPAT 先遣隊であ		右記及び現	①組織図
	ることが望ましい)を保有し、その派遣体制があることに加え、		地確認	③配置図(待機場
	他機関の DPAT やその他医療チームの支援を受け入れる際の待機			所)
	場所や対応担当者を定めておくこと	0		⑤先遣隊修了書及
				びシステム(医 1、
				看3、ロジ2)計6
				名(R5.10 時点)
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定		国立病院の	
	に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準 (厚生労働省平成	_	ため不要	_
	8年厚生労働省告示第 90 号)に適合した精神科指定病院又は当			
	該告示の基準を満たす精神科病院であること			
5	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備	0	右記による	⑧事業継続計画
	されていること			
6	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修	0	右記による	9研修、訓練計画
	及び訓練を実施すること			実績
7	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関		右記による	⑨研修、訓練計画
	係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を	0		実績
	実施すること			
8	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室		右記及び現	③配置図
	等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、患者の多数発	0	地確認(ベッ	
	生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを		ド、マットレ	
	有すること		ス)	
9	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること		右記による	③配置図
	また、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を	0		・耐震診断対象建
	有することが望ましい			物概要

榊原病院

				神 原
10	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を		右記及び現	・写真
	確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保	0	地確認	
	するとともに、非常時に使用可能なことを検証しておくこと		(定期検査	
			実施)	
11	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整		右記及び現	・写真
	備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水		地確認「三重	
	を確保すること	0	県水道災害	
			広域応援協	
			定」有	
12	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を		右記よる	•写真(衛生電話1
	整備するとともに、複数の通信手段を保有していること		(R5'1 台追	台)
		0	加購入予定、	
			災害時優先	
			電話有)	
13	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情		右記による	14EMIS 入力担当者
	報を入力する体制を整えるとともに、情報を入力する複数の担当	0		名簿 (17名)
	者を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行って			⑮EMIS 入力訓練実
	おくこと			施状況報告など
14	被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用	0	右記及び現	・写真
	医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生		地確認	・携行品一覧
	活用品等を有すること			
15	トリアージ・タッグを有すること	0	右記による	・写真
16	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給され		右記及び現	・保管品・備蓄品一
	るまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと	0	地確認(指定	見
			後受入分增	
			量)	
17	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者		右記による	⑲食品・飲料・日用
	との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整え		(医薬品、燃	品等「大規模災害
	ておくこと		料は R6.3 ま	等における物資当
			でに締結予	の供給に関する覚
		0	定(県の協定	書 (H27.5.27~)」
			あり)	「大規模災害等に
				おける物資等の供
				給に関する申合せ
				(H27. 5. 27∼)
18	近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況について情報	0	右記及び SCU	写真及び地図
	を把握しておくこと		の確認	
19	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域	0	右記及び現	③配置図
	搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、		地確認	

榊原病院

	病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営す		(第3会議	
	るための施設を前もって確保しておくこと		室及び前)	
20	DPAT 先遣隊等の派遣に必要な緊急車両を有し、その車両には、応		右記による	②写真
	急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の	0		
	搭載が可能であること			

	指定事項		判断	申請書
		判断結果	理由	添付書類
1	24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要	11111	右記及び以	①組織図、職員
'	な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること		下項目の確	構成一覧
	であるの文人(10次の)版出を刊りことが可能な評明を刊りること		認結果によ	2緊急時連絡網
		0	る総合判断	3配置図
			(이 에스 디 T 기원)	(4)平面図、病床
				一覧
2	│ │ │ 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠		右記及び現	3配置図
2				
	点にもなること	0	地確認	8事業継続計画
				第1章
3	災害派遣精神医療チーム (DPAT) (なお、DPAT は DPAT 先遣隊であ		右記及び現	③配置図
	ることが望ましい)を保有し、その派遣体制があることに加え、 		地確認	⑤先遣隊研修修 -
	他機関の DPAT やその他医療チームの支援を受け入れる際の待機			了証及びシステ
	場所や対応担当者を定めておくこと 			ム(医4、看
		0		4、ロジ5名)
				計 13 名(R5. 10
				時点)
				⑥受入対応者一
				覧
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定		県立病院の	
	に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成	_	ため不要	_
	8年厚生労働省告示第 90 号)に適合した精神科指定病院又は当			
	該告示の基準を満たす精神科病院であること			
5	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備	0	右記による	⑧事業継続計画
	されていること)		
6	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修		右記による	⑨ 防災 関係 研
	及び訓練を実施すること	0		修・訓練計画及
				び実績
7	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関		右記による	⑨ 防災関係研
	係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を	0		修•訓練計画及
	実施すること			び実績
8	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室		右記及び現	④平面図及び病
	等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、患者の多数発	_	地確認(ベッ	床一覧
	生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを	0	ド、マットレ	
	有すること		ス等)	
9	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること		全ての施設	
	また、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を	0	耐震構造を	
	有することが望ましい		有する H10~	
	<u> </u>		l	

		1	<u> </u>	
			11 設立)	
10	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を		右記及び現	・写真
	確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保		地確認	・非常用電気に
	するとともに、非常時に使用可能なことを検証しておくこと		(定期検査	関するデータ等
		0	実施、さらに	
			今年度中に	
			燃料用タン	
			ク増設予定)	
11	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整		右記及び現	・写真
	備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水		地確認「三重	(受水槽・地下
	を確保すること	0	県水道災害	水膜ろ過システ
			広域応援協	ム)
			定」有	
12	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を		右記による	•写真(衛生電話
	整備するとともに、複数の通信手段を保有していること			1台)
		0		・リスト一覧 (携
				帯電話1台、トラ
				ンシーバー5台)
13	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情		右記による	⑭EMIS 入力担当
	報を入力する体制を整えるとともに、情報を入力する複数の担当			者一覧(DPAT 先
	者を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行って	0		遣隊員 13 名)
	おくこと			⑮EMIS の入力訓
				練一覧表
14	被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用		右記及び現	リスト一覧
	医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生	0	地確認	
	活用品等を有すること			
15	トリアージ・タッグを有すること	0	右記による	・リスト一覧
16	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給され		右記及び現	リストー覧
	るまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと		地確認(指定	• 非常食一覧表
		0	後受入分增	
			量)	
17	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者		右記による	19災害時におけ
	との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整え		(医薬品、燃	る生活物資の確
	ておくこと	0	料は県の協	保に関する協定
			定あり)	書
18	近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況について情報		右記及び SCU	・ヘリコプター
	を把握しておくこと		の確認	離着陸場一覧
		0		(津市地域防災
				計画より)
1				

県立こころの医療センター

	搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、		地確認	
	病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営す		(グラウン	
	るための施設を前もって確保しておくこと		ド)	
20	DPAT 先遣隊等の派遣に必要な緊急車両を有し、その車両には、応		右記及び現	・写真(車両)
	急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の	0	地確認	
	搭載が可能であること			

三重県災害拠点精神科病院指定要綱

(目的)

第1条 本県における災害時の精神科医療体制を整備するため、災害時において精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院の指定について、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日付医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」(以下「指針」という。)に基づき、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 災害拠点精神科病院の指定は、三重県知事(以下「知事」という。)がこれを行う。

(指定要件)

第3条 災害拠点精神科病院の指定要件は「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年 6月20日付医政発0620第8号厚生労働省医政局長及び障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「災害拠点精神科病院指定要件」に掲げる「(1)運営体制」及び「(2)施設及び設備」とする。

(申請手続き)

- 第4条 災害拠点精神科病院に指定されることを希望する医療機関は、知事に対し、三重県災害拠点精神科病院指定申請書(様式第1号)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書類は、三重県医療保健部健康推進課において受付を行う。

(指定)

- 第5条 知事は、前条第1項に定める申請書類を審査した結果、第3条に定める指定要件を満たしていると認められる場合は、三重県精神保健福祉審議会の承認を得て、速やかに当該医療機関を災害拠点精神科病院として指定し、三重県災害拠点精神科病院指定通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は、追加書類の提出を求めることができる。

(公表)

第6条 知事は、前条第1項により指定した災害拠点精神科病院について、三重県医療計画に 掲載することなどにより公表する。

(指定後の確認)

- 第7条 知事は、指定した災害拠点精神科病院が第3条の指定要件を満たしているかについて、 毎年確認を行う。
- 2 国が指針を改正した場合、知事は、既に指定した災害拠点精神科病院に対し、速やかに通知するとともに、改正後の指針を踏まえ、必要な確認を行う。
- 3 災害拠点精神科病院は、知事が行う第1項及び前項に定める確認に協力しなければならない。

(指定の取消し)

- 第8条 前条による確認の結果、災害拠点精神科病院が第3条の指定要件を満たさなくなり、かつ改善の見込みがないと認められる場合、知事は災害拠点精神科病院の指定を取り消すことができる。
- 2 知事は指定を取り消す際は、当該医療機関に三重県災害拠点精神科病院指定取消通知書 (様式第3号)を交付する。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

三重県災害拠点精神科病院指定申請書

年 月 日

三重県知事 様

開設者住所

-法人の場合は主たる 事務所の所在地

開設者氏名

法人の場合は名称
及び代表者の職氏名

印

電話 FAX

次のとおり、災害拠点精神科病院として指定されるよう、三重県災害拠点精神科病院指定要 綱第4条の規定により、添付書類を添えて申請します。

- 1 病院名称
- 2 病院所在地

₹

電話

<添付書類>

(別紙) 三重県災害拠点精神科病院指定要件確認表

第 号 年 月 日

(病院名) 管理者 様

三重県知事

三重県災害拠点精神科病院指定通知書

年 月 日付で三重県知事に提出のあった、三重県災害拠点精神科病院指定要綱(以下「要綱」という。)第4条に基づく申請について、要綱第5条の審査の結果、下記のとおり指定する。

記

1 病院名称				
2 病院所在地				
3 管理者名				
4 指定年月日	年 月 日			
5 留意事項	・要綱第7条の規定に基づき行う確認調査に協力しなければならない。			
	・要綱第8条の規定に基づき指定の取消しを行うことがある。			

 第
 号

 年
 月

 日

(病院名) 管理者 様

三重県知事

三重県災害拠点精神科病院指定取消通知書

年 月 日付第 号による三重県災害拠点精神科病院の指定について、三重県災害拠点精神科病院指定要綱第8条第1項の規定により下記のとおり取り消す。

記

1病院名称				
2病院所在地				
3 管 理 者 名				
4 指定取消年月日	年	月	Ħ	
5 取 消 理 由				

(別紙) 三重県災害拠点精神科病院指定要件確認表

・各項目について、確認欄に〇:実施・整備済、△:未実施・未整備のいずれかを記入。 なお、△の場合は備考欄に実施・整備予定時期などを記入。

	事項	確認	備考	添付書類(例)
				※は必須
1	24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科			①病院組織図※
	医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可			②緊急時の連絡体制図
	能な体制を有すること			*
				③敷地内の配置図※
				④病院平面図及び病床
				数※
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患			
	者の受入れ拠点にもなること			
3	災害派遣精神医療チーム (DPAT) (なお、DPAT は DPAT			⑤DPAT 先遣隊研修修
	先遣隊であることが望ましい)を保有し、その派遣体			了証の写し
	制があることに加え、他機関の DPAT やその他医療チ			⑥受入対応担当者が
	一ムの支援を受け入れる際の待機場所や対応担当者			わかる資料
	を定めておくこと			
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条			⑦指定病院の指定に係
	の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院			る通知書の写し
	の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)			
	に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満			
	たす精神科病院であること			
5	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継			⑧業務継続計画※
	続計画が整備されていること			
6	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を			⑨研修・訓練計画及び
	想定した研修及び訓練を実施すること			実績※
7	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字			⑨研修・訓練計画及び
	社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精			実績※
	神科医療に関する研修を実施すること			
8	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、			④病院平面図及び病床
	レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設け			数※
	るとともに、患者の多数発生時に対応可能なスペー			
	ス及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること			
9	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること			⑪建築確認済証等耐震
	また、病院機能を維持するために必要な全ての施設			構造であることがわか
	が耐震構造を有することが望ましい			る資料

10	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必	⑪自家発電機等の写真
	要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3	*
	日分程度の燃料を確保するとともに、非常時に使用	
	可能なことを検証しておくこと	
11	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な	⑫受水槽等の写真※
	井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、	
	災害時の診療に必要な水を確保すること	
12	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用	③衛星電話等の写真
	できる環境を整備するとともに、複数の通信手段を	(通信手段の種類と番
	保有していること	号)※
13	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、	⑭EMIS 入力者名簿
	災害時に情報を入力する体制を整えるとともに、情	⑤入力訓練実施計画及
	報を入力する複数の担当者を事前に定め、入力内容	び実績がわかる資料
	や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと	*
14	被災地における自己完結型の医療に対応できる携行	⑥携行品の一覧
	式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電	
	機、飲料水、食料、生活用品等を有すること	
15	トリアージ・タッグを有すること	⑪保管品の一覧
16	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切	18備蓄品の一覧
	に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を	
	備蓄しておくこと	
17	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係	⑲契約書又は協定書の
	団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に	写し
	供給される体制を整えておくこと	
18	近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況に	②離着陸場の写真
	ついて情報を把握しておくこと	
19	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患	③敷地内の配置図※
	者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受	
	け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近	
	接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設	
	を前もって確保しておくこと	
20	DPAT 先遣隊等の派遣に必要な緊急車両を有し、その	②車両の写真
	車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料	
	水、食料、生活用品等の搭載が可能であること	

令和5年度三重DPAT活動報告

I 三重DPAT体制整備

1 三重DPAT運営委員会の開催 ※オンラインにて開催予定

日程:令和6年2月28日(水)(予定)

委員: DPAT統括者、災害精神医療アドバイザー、災害時支援中心病院長、

DPAT先遣隊員、保健所長

内容:令和5年度三重DPAT活動報告、令和6年度活動計画等

II 研修及び訓練への参加

1 研修の開催及び参加

(1) 三重 DPAT研修の開催(予定)

日程:令和6年3月17日(日)

参加者:三重DPAT隊員、精神科病院・行政等関係者 研修内容:DPAT組織体系・役割についての理解等

(2) 国DPAT研修への参加

· DPAT統括者、榊原病院、事務担当者研修(健康推進課)

・DPAT先遣隊研修 (榊原病院、こころの医療センター)

・ DPAT先遣隊技能維持研修 (こころの医療センター)

2 訓練への参加

(1) 三重県総合図上訓練

日程:令和5年9月8日(金)

場所:三重県庁 主催:三重県

参加者:県医療保健部職員

見学: DPATインストラクター、プレインストラクター

訓練内容:保健医療調整本部の立上げ等の初動対応

(2) 大規模地震時医療活動訓練

日程:令和5年9月30日(土)

場所:徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

主催: 内閣府

参加者: DPAT先遣隊員、DPATインストラクター 内容: DPAT調整本部・活動拠点本部の立上げ、病院支援

Ⅲ 被災地への派遣

1 派遣要請及び活動日

日程:1/3(水)13:29 DPAT事務局より派遣要請あり(中部ブロック)

15:20 調整本部立ち上げ(県庁内)

1/4(木)17:50 こころの医療センター派遣要請決定

第1班 $1/5(金)\sim1/11(木)$ (こころの医療センター)活動

第2班 $1/11(木)\sim1/17(水)$ (こころの医療センター)活動

第3班1/17(水)~1/23(火)(榊原病院)活動

第 4 班 1/23 (火) $\sim 1/29$ (月) (こころの医療センター) 活動

第5班 $1/29(月)\sim 2/3(土)$ (こころの医療センター、

総合心療センターひながの混成チーム)活動第 6 班 2/3(土) $\sim 2/8$ (木) (子ども心身発達医療センター、

こころの健康センターの混成チーム)活動

2 活動内容

- ・活動拠点本部(公立能登総合病院のちに能登中部保健福祉センター)での DPAT 事務局、DPAT 調整本部、各指揮所との調整業務
- ・珠洲市及び輪島市での避難所訪問、うつ、認知症等の相談、内服の相談・処方
- ・珠洲指揮所、輪島指揮所運営、マニュアル作成
- •福祉避難所訪問、相談支援

築

令和6年度三重DPAT活動計画

I 三重 D P A T 体制整備

1 三重 D P A T 運営委員会の開催

委員: DPAT統括・DPAT副統括・災害精神医療アドバイザー

災害時支援中心病院長・三重DPAT先遣隊隊員・保健所長

内容:要調整

2 災害精神医療体制の強化

災害拠点精神科病院を中心に、研修や訓練等をとおして、災害精神科医療について 各医療機関が強化できるよう取り組みます。

Ⅱ 研修及び訓練への参加

- 1 研修の開催及び参加
 - (1) 三重DPAT研修の開催
 - (2) 国DPAT研修への参加
 - · D P A T 統括者、事務担当者研修
 - · DPAT先遣隊研修
 - · D P A T 先遣隊技能維持研修
- 2 訓練への参加
 - (1) 三重県(総合)図上訓練
 - (2) 三重県総合防災訓練
- (3) 中部ブロック DMAT 実動訓練への参加